高知県地域介護・福祉空間等設備整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域介護・福祉空間等設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助の目的）

第２条　県は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年５月29日老発第0529001号厚生労働省老健局通知。以下「国実施要綱」という。）第３により県が作成した防災・減災等事業整備計画に基づき事業者（以下「補助事業者」という）が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業等）

第３条　この補助金は、国実施要綱第３の１の（１）による防災・減災等事業整備計画に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。

（１）高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

（２）高齢者施設等の給水設備整備事業

２　前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る対象施設、補助単価、補助対象経費等は、別表第１及び別表第２に定めるとおりとする。

（補助の対象外）

第４条　この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

（１）土地の買収又は整地に関する費用

（２）職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用

（３）前２号に掲げるもののほか、補助事業として適当であると認められない費用

（交付額の算定方法）

第５条　この補助金の交付額は次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）高齢者施設等の非常用自家発電整備事業

　防災・減災等事業整備計画に記載された事業につき別表第１の第２欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他収入額（社会福祉法人の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額と第３欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に補助率４分の３を乗じて得た額を交付額とする。

（２）高齢者施設等の給水設備整備事業

防災・減災等事業整備計画に記載された事業につき別表第２の第２欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他収入額（社会福祉法人の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額と第３欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に補助率４分の３を乗じて得た額を交付額とする。

（交付の条件）

第６条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。第7号において「適化法施行令」という。）第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して利用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

（５）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（６）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

（７）補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければなければならない。

（８）補助事業者が補助事業を行うために契約する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

（９）補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については一般競争入札に付すなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

（10）補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、別表第３に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行うとともに、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならないこと。

（11）この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならないこと。

（12）補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」基づき、環境物品等の調達に努めること。

（13）県税の滞納をしていないこと。

（交付の申請手続）

第７条　規則第３条第１項の補助金等の交付申請書の様式は、別記第１号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

２　前条第1号及び第２号の規定により変更申請を行う場合は、別記第２号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

３　補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

（概算払）

第８条　知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

２　前項の規定に基づき補助事業者が概算払を請求しようとするときは、別記第３号様式による請求書によらなければならない。

（繰越の承認申請）

第９条　補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第４号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条　規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第５号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日（第６条第２号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受けた日から起算して30日を経過した日）又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、前条の規定により繰越しの承認を得た場合は、翌年度の４月10日までに、別記第6号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

２　第７条第３項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第７条第３項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（仕入控除税額が零円の場合を含む。）は、別記第７号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の６月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（補助金の返還等）

第11条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

（１）補助事業が完成しないとき。

（２）支出額が予算に比べて著しく減少したとき。

（３）補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

（４）補助事業者が別表第３に掲げるいずれかに該当するとき。

（情報の開示）

第12条　補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

　附則

１　この要綱は令和２年12月９日から施行する。

２　この要綱は、令和７年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第４号から第７号まで、第10条第３項、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は令和３年６月25日から施行する

附則

この要綱は令和４年６月21日から施行する

附則

この要綱は令和５年６月７日から施行する